

2024年1月11日

協同組合のアイデンティティ声明に関する意見

日本生活協同組合連合会

日本生協連は、これまで「協同組合のアイデンティティ声明」を、日本の生活協同組合における実践の指針として、積極的に位置づけてきました。私たちは、その内容を基本的に支持し、その骨格に関わる変更は必要ないと考えてきました。

しかし、国際協同組合同盟（ICA）の世界的協議の提起を受けて、その後の世界の情勢変化を踏まえ、協同組合運動の発展と役割発揮をしていく上で、より積極的な意味を持つ改正であれば、前向きに検討していくべきと考えて、声明について学習と論議を進めてきました。

今、世界の情勢は大きく変化をしており、地球規模の危機に直面しています。これまで、協同組合は、地域に根ざして、コミュニティの課題解決に向けて、積極的な関与をしてきましたが、今日の情勢はそれにとどまらず、SDGsに示されているように、地球規模の問題にも関与していくことが期待をされています。

協同組合のアイデンティティ声明の見直しに当たっては、様々な論点があると思いますが、今日、特に重要と思われる4点にしばって意見をまとめました。ぜひ、声明の世界的協議の中で、検討をお願いしたいと思います。

1. 協同組合の価値に、「平和・非暴力」を加えることを求めます。

ウクライナ戦争が長期化するとともに、世界的な分断や対立が深まり、政治的、軍事的緊張が高まっています。核兵器をめぐっても、核軍縮・禁止を求める動きがある一方で、核による威嚇や核軍拡・拡散の動きが強まっています。世界平和は、いま危機に直面しています。

こうした中で、2019年に開催されたICAのルワンダ・キガリ総会では、「協同組合を通じた積極的平和に関する宣言」が採択されました。そこでは、戦争・紛争がない状態である消極的平和とともに、貧困・抑圧・差別などの構造的暴力がない状態を意味する積極的平和の実現を求めています。また、2022年にICAアジア太平洋女性委員会は、「平和・非暴力をアイデンティティ声明に含めるべき」とする提案を行っています。戦争やテロなどの組織的暴力から、日常生活における女性や子どもに対する暴力にいたるまで、あらゆる暴力をなくして、誰もが安心して平和に暮らせる社会を創りあげていくことが求められています。

戦争は、協同組合の事業や活動を破壊し、組合員や役職員の生命を奪います。協同組合は、平和なくして存立することができません。私たちは、暴力の

連鎖を断ち切らなければなりません。平和が脅かされているいまこそ、協同組合の価値として、「平和・非暴力」を掲げていくべきと考えます。

2. 協同組合の組合員の倫理的価値に、「未来への責任」を加えることを求めます。

気候危機をはじめとした地球規模での環境問題は、世界各地で未曾有の災害をもたらし、干ばつによる食料不足、生物多様性の損失、海洋汚染や海洋資源の減少、森林資源の減少など、様々な形で、危機をもたらしています。これらの環境問題を解決し、持続可能な地球と社会をめざす取り組みが、いま私たちに求められています。

地球環境問題は、将来の世代にかけがえのない地球を引き継いでいくという意味で、現代に生きる私たちの「未来への責任」です。協同組合の組合員の倫理的価値として、「未来への責任」を掲げていくべきと考えます。

3. 協同組合の「職員の位置づけ」について、協同組合の原則の中で言及することを求めます。

協同組合の事業・運営にあたって、職員は、重要な役割を果たしています。職員が高い意欲や誇りを持って働いていくためには、協同組合の運営に積極的に参加していくことが求められます。しかし、現在の協同組合の原則では、職員は教育・研修の対象としてしか規定されていません。

職員の位置づけについて、1992年ICA東京大会のベーク報告では「協同組合への民主的運営への職員参加をうたう声明を加える」ことを勧告していました。また、2015年の「協同組合原則のガイダンスノート」でも、「職員が協同組合の民主的構造の中で意見を述べられるということは重要」としています。

職員の位置づけについては、これまでもICAの場で論議されてきましたが、ぜひ、今回の検討の中で、見解の整理を図り、原則の中に盛り込んでいくべきと考えます。

4. 組合員の経済的参加に、「出資」とともに「利用」を位置づけ、協同組合の原則の中で言及することを求めます。

協同組合は、利用者である消費者、生産者、労働者が所有・管理する事業体です。株式会社が、利潤を目的とした株主(出資者)の所有する事業体であるのに対して、協同組合は、組合員が協同組合の利用を目的として出資し、加入をしているところに大きな特徴があります。

現代は、Eコマースやサブスクリプション、シェアリングエコノミーなど、「所有」から「利用」へと価値観が変化しています。協同組合も組合員の「利用」を高める取り組み

を、より重視していく必要があります。

現在の「第3原則 組合員の経済的参加」には、「出資」のことしか書かれておらず、「利用」についての記述がありません。あらためて組合員の経済的参加の中に「出資」とともに「利用」を位置づけ、第3原則の中に盛り込んでいくべきと考えます。